

○パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な行政サービス（一部）

宣誓していなくても要件を満たしていれば利用できるサービス例です。
一覧に無いサービスについても利用可能なサービスがある場合があります。各担当窓口にお問い合わせください。

令和6年4月1日時点

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証の提示	問い合わせ先
医療救急	市立三次中央病院での手術同意書等	患者本人の同意により、手術同意等について対応できる。	不要	市民病院部 医事課 TEL：0824-65-0101（代表） FAX：0824-65-0150 E-mail：byouin@miyoshi-central-hospital.jp
子育て	母子健康手帳交付	本人の代わりに、妊娠の届出及び母子健康手帳の受領ができる。	不要	福祉保健部 健康推進課 TEL：0824-62-6257 FAX：0824-62-6382 E-mail：kenko@city.miyoshi.hiroshima.jp
高齢者福祉	家族介護者交流事業	高齢者を介護しているパートナーの心身のリフレッシュと介護者相互の交流を図る家族介護者交流会に参加できる。	不要	福祉保健部 高齢者福祉課 TEL：0824-62-6145 FAX：0824-62-6285 E-mail：koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp
	高齢者等配食サービス事業	食事のお届け時に安否確認を行う配食サービスについて、パートナーが代理申請できる。	不要	福祉保健部 高齢者福祉課 TEL：0824-62-6145 FAX：0824-62-6285 E-mail：koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp
	緊急通報システム事業	自宅での急病や災害などの緊急時にボタン一つで消防署に連絡できる緊急通報システムの利用について、パートナーが代理申請できる。	不要	福祉保健部 高齢者福祉課 TEL：0824-62-6145 FAX：0824-62-6285 E-mail：koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp
	要介護認定申請	要介護認定について、パートナーが代行申請できる。	不要	福祉保健部 高齢者福祉課 TEL：0824-62-6387 FAX：0824-62-6285 E-mail：koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp
	在宅高齢者等介護用品支給事業	市民税非課税世帯で、要介護4又は5の在宅高齢者を介護する人に、紙おむつなどを購入できる「在宅高齢者等介護用品支給引換券」を交付しており、パートナーが介護する場合も申請できる。	不要	福祉保健部 高齢者福祉課 TEL：0824-62-6145 FAX：0824-62-6285 E-mail：koureisha@city.miyoshi.hiroshima.jp
障害者福祉	身体障害者などに対する軽自動車税（種別割）の減免	次のいずれかに該当する場合、申請により軽自動車税（種別割）を減免する。 ①歩行が困難な身体障害者又は精神障害者の方が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方の生業、通学又は通院等のために、その方のパートナー等が運転するもの。 ②パートナーが所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方が運転するもの。 ③パートナー等が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方の生業、通学又は通院等のために、その方のパートナー等が運転するもの。 ※パートナーは歩行が困難な身体障害者又は精神障害者の方の生計同一者に限る。 ※別居のパートナーの場合、「生計同一・常時介護者誓約書」の提出が必要。	不要	市民部 課税課 TEL：0824-62-6122 FAX：0824-62-6352 E-mail：kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp
	障害者住宅改修費助成事業	障害のあるパートナーの居住環境向上を図るため、住宅の改造に要する費用への補助の申請について、同居している場合は同一世帯とみなす。	不要	福祉保健部 社会福祉課 TEL：0824-65-2051 FAX：0824-62-6285 E-mail：fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証の提示	問い合わせ先
暮らし	り災証明書の交付（被災証明書を含む。）	り災証明書（災害により被害を受けた家屋の損害の程度を証明するもの）等の交付について、本人の代わりにパートナーが申請できる。 ※同居のパートナーは委任状を省略できる。	不要	市民部 課税課 TEL:0824-62-6124 FAX:0824-62-6352 E-mail: kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp
	個人情報開示請求	亡くなったパートナーに関する保有個人情報の開示請求については、当該宣誓の有無にかかわらず、一定の条件（亡くなったパートナーの遺贈により開示請求者が取得した権利義務に関する情報である場合）を満たせば対応できる。	不要	総務部 総務課 TEL：0824-62-6153 FAX：0824-62-6137 E-mail： soumu@city.miyoshi.hiroshima.jp
	DV相談について	パートナーからの暴力（DV）について相談できる。	不要	子育て支援部 こども家庭支援課 TEL：0824-64-6011 FAX：0824-62-6300 E-mail： kodomo@city.miyoshi.hiroshima.jp
	住居確保給付金	生計同一世帯の場合は、同一世帯として住居確保給付金を申請することができる。	不要	福祉保健部 社会福祉課 TEL：0824-62-6146 FAX：0824-62-6285 E-mail： fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp
	生活保護制度	生計同一世帯の場合は、同一世帯として生活保護を受けることができる。	不要	福祉保健部 社会福祉課 TEL：0824-62-6146 FAX：0824-62-6285 E-mail： fukushi@city.miyoshi.hiroshima.jp

※制度ごとに所定の要件があります。